

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和5年12月12日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等の関係法令、長野県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。番号法においては、別表第一項番59の規定により、以下の事務において個人番号を用いることとなる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者に係る申請等の受理 申請等に係る事実についての審査 申請等に対する応答に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証に関する事務 被保険者資格証明書に関する事務 特定疾病療養受療証に関する事務 限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条第一項の措置に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 措置に関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律第九十二条の一時差止めに関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 一時差止めに関する事務 高齢者の医療の確保に関する法律第一百四条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 保険料の徴収に関する事務 保険料の賦課に関する事務
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	後期高齢者医療システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 検索機能 <ul style="list-style-type: none"> 被保険者番号、個人番号、氏名、生年月日等により被保険者に関する情報を検索する機能 徴収関連情報管理 <ul style="list-style-type: none"> 広域連合から提供された賦課情報を基に期割情報を作成、管理する機能 徴収方法に関する情報を管理する機能 収納、滞納情報を管理する機能 広域連合との連携、提供、管理 <ul style="list-style-type: none"> 異動、所得、住民基本台帳情報等を取得し、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。)を通じ広域連合と連携、提供する機能 広域連合から提供された資格、賦課等の情報を管理する機能 各種通知、帳票等の作成 <ul style="list-style-type: none"> 納入通知書、納付書等の各種通知、帳票等を作成、出力する機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2~5

システム2									
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という)※標準システムは、長野県後期高齢者医療広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。								
②システムの機能	<p>1. 資格管理業務</p> <p>(1) 被保険者証の交付申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて受付・審査・決定を行い、その結果を市町村の窓口端末へ提供する。 ・市町村の窓口端末では提供された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 <p>(2) 住民基本台帳等の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 <p>(3) 被保険者資格の異動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2)により市町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市町村の窓口端末へ提供する。 <p>2. 賦課・収納業務</p> <p>(1) 保険料賦課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 ・広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを市町村の窓口端末へ提供する。 <p>(2) 保険料収納管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 <p>3. 給付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の窓口端末を用いて、療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて療養費支給決定を行う。 <p>※ オンラインファイル連携機能とは、市町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市町村の窓口端末に提供する機能のことをいう。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム3									
①システムの名称	総合窓口支援システム								
②システムの機能	<p>1. 窓口受付機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフイベント(引越し、婚姻/離婚、出生、死亡)に伴う申請・届出等の受付情報を入力し、住民異動届や各種申請書を作成する。作成された申請書等に来庁者が署名押印した後、各主管課に回送する。また、受付した申請・届出の進捗状況を管理する。 <p>2. ナビゲーション機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者向けには、完了した手続きや未完了の手続きをお知らせする「手続完了書」及び総合窓口以外に移動する際に「窓口案内書」を作成する。職員向けには、来庁者のライフイベントや世帯構成、入力内容等から、必要な手続きや添付資料を画面上に表示する。 <p>3. 証明書印刷機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請・届出により作成された証明書等を印刷する。 <p>4. 他業務データ連携機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口受付機能及びナビゲーション機能に必要な国民健康保険や福祉医療等のデータを連携する。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

システム4									
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 2. 統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3. 符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 4. 情報提供機能 ・各業務で管理している番号法第19条第7号別表第二の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 5. 情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[○] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[○] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[○] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[○] 税務システム								
[] その他 ()								
システム5									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 ・セキュリティを管理するための機能。 9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[○] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[○] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[○] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[○] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <別表第二における情報提供の根拠> :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の83の項 <別表第二における情報照会の根拠> :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の82の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 国保・高齢者医療課
②所属長	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	後期高齢者医療情報ファイルのうち、被保険者とその世帯員。ただし、死亡者は含めない
その必要性	番号法別表第一項番59の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(宛名番号):対象者を正確に特定するために必要 ・4情報(氏名、性別、生年月日、住所):対象者の特定及び、通知書等の送付先情報に必要 ・連絡先(電話番号等):本人への連絡等に必要 ・その他住民票関係情報:世帯の把握等に必要 ・地方税関係情報:負担区分、課税区分の根拠や保険料賦課算出に必要 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護の開始及び停止による資格管理事務を行うために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収及び、給付事務を行うために必要 ・年金関係情報:資格管理及び保険料の特別徴収を行うために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月
⑥事務担当部署	保健福祉部 国保・高齢者医療課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民窓口課、市民税課、介護保険課、生活支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働大臣もしくは日本年金機構又は共済組合等、デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、長野県後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()					
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()					
③使用目的 ※		入手した情報を広域連合と連携し、被保険者の資格や賦課、徴収等の事務を適正に行うため。					
④使用の主体	使用部署	【保健福祉部】 国保・高齢者医療課 【地域・市民生活部】 市民窓口課、27支所(篠ノ井支所、松代支所、若穂支所、川中島支所、更北支所、七二会支所、信更支所、古里支所、柳原支所、浅川支所、大豆島支所、朝陽支所、若槻支所、長沼支所、安茂里支所、小田切支所、芋井支所、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、芹田支所、古牧支所、三輪支所、吉田支所、信州新町支所、中条支所)					
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						
⑤使用方法		入手した情報(住民記録異動情報、所得情報等)を標準システムを経由して長野県後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者の一部負担割合や賦課額、徴収方法の決定、被保険者証の発行等を行う。					
情報の突合		<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で検索を行う。 ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。 ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する。 					
⑥使用開始日		平成28年1月1日					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	後期高齢者医療保険システムの運用支援及び保守等業務委託	
①委託内容	後期高齢者医療保険システムの運用に関する支援及び保守業務、法制度改正に伴う改修業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面による再委託の承認申請に基づき承認書を発行する。
	⑥再委託事項	後期高齢者医療保険システムの運用支援及び保守等業務
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (2) 件 [] 行っていない	
提供先1	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の83の項	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	65歳に到達し被保険者となり得る者及び世帯構成員、既に被保険者となっている住民及び世帯構成員、過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者	
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある都度	

提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	長野県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	<p>1. 住民基本台帳情報 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項及び第10項</p> <p>2. 住民基本台帳情報以外の情報 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条</p> <p>※市と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当市が広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>
②移転先における用途	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第1044条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
③移転する情報	<p>1. 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出: 転入時等に窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位) ・住民登録外情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民登録外登録情報(世帯単位)</p> <p>2. 賦課・収納業務 ・所得・課税情報: 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報 ・期割情報: 実施した期割保険料の情報 ・収納情報: 収納及び還付充当した保険料の情報 ・滞納者情報: 管理している保険料滞納者の情報</p> <p>3. 給付業務 ・療養費関連情報等: 申請書等をもとに作成した療養費情報等</p>
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	<p>1. 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出: 届出のある都度 ・住民基本台帳情報: 日次(個人番号の付番、通知の日以後に準備行為として一括して移転) ・住民登録外情報: 日次(個人番号の付番、通知の日以後に準備行為として一括して移転)</p> <p>2. 賦課・収納業務 ・所得・課税情報: 月次 ・期割情報: 日次 ・収納情報: 日次 ・滞納者情報: 日次</p> <p>3. 給付業務 ・療養費関連情報等: 月次</p>
⑥移転方法	<p>[] 庁内連携システム [<input type="radio"/>] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>

⑦時期・頻度	1. 資格管理業務 ・被保険者資格に関する届出:届出のある都度 ・住民基本台帳情報:日次 (個人番号の付番、通知の日以後に準備行為として一括して移転) ・住民登録外情報:日次 (個人番号の付番、通知の日以後に準備行為として一括して移転) 2. 賦課、収納業務 ・所得、課税情報:月次 ・期割情報:日次 ・収納情報:日次 ・滞納者情報:日次 3. 給付業務 ・療養費関連情報等:月次
移転先2～5	
移転先2	番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づき定めた条例による。
②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づき条例で定めた都度、追記する。
③移転する情報	後期高齢者医療保険被保険者に係る資格、保険料、医療給付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の移転の時期・頻度については、移転先との調整により決定する。
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスID/パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

後期高齢者医療情報ファイル

<宛名>

1	宛名コード
2	個人番号
3	世帯コード
4	氏名カナ
5	氏名
6	通称名カナ
7	通称名
8	生年月日
9	性別
10	続柄
11	郵便番号
12	住所
13	住所方書
14	住所コード
15	住民区分
16	住民日届出日
17	住民日異動日
18	住民日異動事由
19	非住民日届出日
20	非住民日異動日
21	非住民日異動事由
22	届出日
23	異動日
24	異動事由
25	国籍
26	入国目的
27	在留期間
28	在留期間満了日
29	外国人住民となった日
30	転入前郵便番号
31	転入前住所
32	転入前住所方書
33	転出先郵便番号
34	転出先住所
35	転出先住所方書
36	住民税情報
37	送付先情報
38	連絡先情報
39	口座情報
40	老人保健情報
41	生活保護情報
42	特記事項情報
43	送達記録情報

<資格>

44	被保険者番号
45	資格異動日
46	資格取得日
47	資格喪失日
48	資格異動事由

<賦課>

49	賦課年度
50	徴収方法
51	賦課期日
52	賦課更正事由
53	賦課更正日
54	保険料額
55	減免情報
56	特徴年金情報
57	特徴年金情報(介護)

<調定>

58	賦課年度
59	調定年度
60	徴収方法
61	期別
62	期別保険料額
63	納期限

<収納>

64	賦課年度
65	調定年度
66	徴収方法
67	期別
68	収納種別
69	保険料収納金
70	延滞金額
71	督促手数料額
72	収納日
73	領収日
74	消込日
75	過誤納情報
76	還付充当情報
77	督促催告情報
78	滞納情報
79	分納情報

<広域連携>

80	広域連携住民情報
81	広域連携税情報
82	広域連携収納情報
83	広域連携滞納情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、 unnecessary 閲覧が行われないようにする。 他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置 <ul style="list-style-type: none"> 事務の遂行に必要な情報以外は入力できないよう、システム的に担保されている。 本人等が記載する申告書等については、法令等に定める記載事項とし、必要な情報以外は入手できないようにしている。 入力内容の点検は、入力を行った者以外のものが確認する。 必要な情報以外を入手しないよう職員研修を行う。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から後期高齢者医療情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療システムを利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報取扱特記事項 ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の漏えい禁止 ・再委託の禁止(事前承認した場合を除く。) ・委託業務の目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時における報告義務 ・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	個人情報の取扱いについては、承諾した場合を除き、第三者への委託を禁止し、再委託を受けた者に対しても個人情報取扱特記事項を遵守させる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを調査し、許可されればデータ利用が可能となる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを可能な限り排除する。</p>
---	---

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・入退室管理を行っている部屋にサーバを設置する。 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。 ・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、システムの処理にて消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に情報セキュリティについて自己点検、eラーニング等を通じ継続的に教育・啓発を実施する。 ・違反行為を行った者には、指導を行い、違反行為の内容によっては、懲戒処分の対象となる。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結する。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課 文書情報管理室 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健福祉部 国保・高齢者医療課 高齢者医療担当 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-8767
②対応方法	問い合わせを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	I-6-(1)(2) II-2-(6) II-3-④	高齢者福祉課	高齢者活躍支援課	事前	
平成31年2月7日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 飯島 康明	課長	事前	
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	法改正により、番号利用法第19条第3号の次に新たに1号追加されたため、号ズレを修正したもの
令和3年9月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	長野市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、	長野市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、	事後	宣言の文言の修正
令和4年10月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用		「口座登録・連携ファイル関係情報」を追記 「デジタル庁」を追記	事後	重要な変更には当たらない
令和4年10月20日	IV V 開示請求、問合せ・評価 実施手続 1①請求先	庶務課 情報管理室	総務課 文書情報管理室	事後	組織名の変更
令和5年12月7日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署	高齢者活躍支援課	国保・高齢者医療課	事後	組織名の変更
令和5年12月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使	高齢者活躍支援課	国保・高齢者医療課	事後	組織名の変更
令和5年12月7日	IV V 開示請求、問合せ・評価 実施手続 2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	高齢者活躍支援課	国保・高齢者医療課	事後	組織名の変更

